

# 金城学院大学大学院人間生活学研究科学位（論文博士）審査規程

(2001年2月8日制定)  
最終改正 2016年9月29日

(目的)

第1条 金城学院大学大学院学位規程（以下「学位規程」という。）第4条第2項及び第3項に基づく博士の学位（以下「論文博士」という。）の審査については、この規程の定めるところによる。

(申請資格)

第2条 金城学院大学（以下「本学」という。）大学院人間生活学研究科（以下「研究科」という。）に論文博士の学位を申請することのできる者は、次の各号の一に該当する者で、第3条第2項に定める申請資格審査により、申請資格が認定された者とする。

- (1) 研究科博士課程・後期課程（以下「後期課程」という。）退学者
- (2) 研究科博士課程・前期課程修了者
- (3) 研究科研究生
- (4) 研究科研究員
- (5) その他、人間生活学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）が認めた者

(申請資格審査)

第3条 申請資格審査を受けようとする者は、次の書類等を人間生活学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出する。

- (1) 学位論文申請資格審査申請書
- (2) 学位申請時、提出予定の論文及び要旨
- (3) 参考論文（必要ある場合）
- (4) 履歴書（学歴、職歴、研究歴を記載）

2 申請資格審査は、申請資格審査委員会（以下「資格審査委員会」という。）にて行う。

- (1) 資格審査委員会は、後期課程の専任教員3名以上をもって構成する。資格審査委員会の委員は、後期課程専攻委員会（以下「専攻委員会」という。）において選任し、研究科委員会にその氏名を報告する。
- (2) 資格審査委員会は、論文博士の学位を申請しようとする論文が学位論文審査の対象となるか否かを審査し、その結果を研究科長に報告する。
- (3) 研究科長は、上記の審査結果を研究科委員会に諮り、申請資格の有無を決定する。

(申請手続等)

第4条 論文博士の学位を申請しようとする者（以下「学位申請者」という。）は、指定された期日までに、次の各号に掲げる書類各1部に学位論文審査料を添えて研究科長に提出するものとする。ただし、必要に応じて、書類の写本を提出させるものとする。

- (1) 学位申請書（学位規程別表様式5（1））
- (2) 学位申請論文（以下「申請論文」という。）
- (3) 申請論文の要旨（2000字～4000字程度）
- (4) 参考論文（必要ある場合）
- (5) 論文目録（学位規程様式5（2））
- (6) 履歴書（学位規程様式5（3））
- (7) 研究業績目録（学位規程様式4（5））
- (8) 共同研究論文使用同意承諾書（共同研究論文使用の場合）

(学位審査)

第5条 学位審査は、学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）による学力の確認、最終試験、その結果の報告に基づく専攻委員会による審査の合否判定からなる。

(審査委員会)

第6条 審査委員会は、専攻委員会において選出された有資格者の教員等3名以上をもって構成する。

- 2 主査及び副査は、専攻委員会において選任し、研究科委員会において報告了承を得るものとする。
- 3 主査は、原則として専門分野若しくは専門分野の近い後期課程担当教員とする。
- 4 審査委員会の委員長は、主査が担当し、運営を行う。
- 5 審査委員会は、後期課程担当専任教員以外の本学及び他大学等の教員等を含むことができる。
- 6 前各項にかかわらず、学位申請者の親族で2親等以内の者を委員に含めることはできない。

(学力の確認、申請論文の審査及び最終試験の方法)

第7条 審査委員会は、学力（大学院の博士課程を修了した者と同等以上）の確認、申請論文の審査及び公

開での発表会を含めた最終試験を、学位申請を受理したときから1年以内に終了する。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

- 2 学力の確認は、申請論文に関連する分野の科目及び外国語（原則として1カ国語）について筆答又は口述の試問により行う。ただし、学位申請者の学歴、業績等に基づいて学力の確認を行いうる場合は、筆答又は口述の試問を省略することができる。
- 3 論文の審査は、別表のうち、学位申請論文の審査基準に基づき、各委員が個別に申請論文を審査し、合否で評価する。
- 4 最終試験は、別表のうち、最終試験の実施要領に基づき、申請論文の内容を中心として、学位申請者の学識と研究能力について審査し、合否で評価する。
- 5 審査委員会は、学力の確認、各委員の申請論文の審査、及び最終試験の評価をもとに審査し、審査委員会としての評価を合否で示す。
- 6 審査委員会における合格の判定は、全会一致を原則とする。

（学位審査報告書）

第8条 学位審査委員会は、前条の審査の結果を学位審査報告書（以下「報告書」という。）としてまとめ、専攻委員会に提出する。

- 2 前項の報告書には、学力の確認、申請論文の審査、及び発表会での評価を含めた最終試験の評価の要旨を記載する。参考資料として各委員の評価結果を付記する。

（専攻委員会による審査）

第9条 専攻委員会は、報告書に基づき審査し、合否案を作成する。

- 2 専攻委員会における合格の判定には、後期課程担当専任教員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の賛成を必要とする。

（研究科委員会による審議）

第10条 研究科委員会は、報告書及び専攻委員会の報告に基づき、合否を審議決定する。

- 2 研究科委員会における合格の決定には、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

（その他の事項）

第11条 学位規程及びこの規程に定めるもののほか、学力の確認、申請論文の審査、最終試験及び発表会に関して必要な事項は、研究科委員会の議を経て、これを決定する。

（規程の改廃）

第12条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て、これを行う。

附 則

この内規は、2001年4月1日から施行する。

附 則（2008年11月13日人間生活学研究科委員会）

この内規は、2009年4月1日から施行する。

附 則（2011年1月20日人間生活学研究科委員会）

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則（2015年1月15日人間生活学研究科委員会）

この規程は、2015年4月1日から施行する。

附 則（2016年9月29日人間生活学研究科委員会）

この規程は、2017年4月1日から施行する。

別表